

令和3年5月
(第10回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和3年5月25日(火曜日)

令和3年5月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年5月25日(火曜日) 午前9時00分～午前9時42分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋口 初男
委 員	1番	松山 和子
〃	2番	北之口 洋一
〃	3番	富田 良成
〃	5番	後藤 望
〃	6番	淵脇 耕二
〃	7番	溝田 耕一
〃	8番	東山崎 勝一
〃	9番	吉永 一雪
〃	10番	田淵 哲朗
〃	11番	徳留 徳次
〃	12番	横原 洋伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局主幹兼係長 中村 玲子
事務局会計年度職員 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第28号 非農地証明願いに係る証明について

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第15条の第4項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和3年5月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は12名ですので総会は成立しております。農地利用最適化推進委員については、11名の出席でございます。次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、9番の吉永委員と10番の田淵委員の両名を指名します。本日の会議書記には事務局職員の中村氏と山下氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に日程第2の議案の上程に入ります。議案番号28号「非農地証明願いに係る証明について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、2ページの議案第28号の議案書をご覧ください。今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件です。

(議案第28号 議案書の読み上げ)
受付番号1番の資料については、3ページから6ページです。それぞれお目通しください。よろしくお願いいたします。

議長： この議案は、私の担当地区でございますので、現地調査の報告をいたします。

事務局： 5月20日事務局、淵脇委員、谷口推進委員の立会のもと現地調査をいたしました。現地は、〇〇県道から〇〇集落、谷合いの集落でございます。ここに入る谷間沿いの集落道を通っていく。その入り口の間あたりでした。30年くらいたつ杉林でした。あとを〇〇の方で利用を考えているとのことで、売買も成立しているようでした。あまり畑に復元しても、利用価値のない日陰でもあり、畑の利用にはよくないなど申請人の立会のもとで非農地として問題ないと判断いたしました。

議長： ありがとうございます。担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の谷口推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、非農地としての証明はやむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。
全推進委員、やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 28 号、受付番号 1 番について非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 28 号、受付番号 1 番は非農地として証明することに決定いたします。

議長： 次に議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 7 ページの議案第 29 号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 29 号 議案書読み上げ)
(8 ページ 総括表読み上げ)

9 ページから 11 ページの集積計画については、それぞれのお目通しください。

議長： これより、質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

6 番： はい。

議長： 6 番、淵脇委員どうぞ。

6 番： 6 番、淵脇ですが、受付番号 13 番の〇〇さんの作物は牧草で間違いないですか。

事務局： はい、そうです。

会長： 他にありませんか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 受付番号⑦～⑳番の〇〇さんについてですが、〇〇市在住の方で、南大隅町でモリンガを栽培するということで利用権設定されました。モリンガは、年に一回植え付け、肥培管理し、6 月～11 月に収穫をして冬越しができる作物とのことでございます。以上です。

議長： よろしいですか。

議長： 他にございませんか。

9 番： はい。

議長： 9 番、吉永委員どうぞ。

9 番： 9 番、吉永です。今さら、モリンガの質問はどうかと思いますが、モリンガは大丈夫なのですか。〇〇のところは、明日葉に変わっていますが。永年作物じゃないのですか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： モリンガについては、〇〇市でも栽培していますが、そのような事例があつて、南大隅町では収穫ができるので、取り組みたいと聞いております。

議長： 〇〇の方でも〇〇が作っていますが、冬場は、霜よけのために覆いがしてありました。今は取ってありました。毎年収穫もしているようで、1年で1メートルくらいなります。あんまり高くなると収穫が難しいので、剪定してありました。

推進員： はい。

議長： どうぞ。

推進員： 〇〇さんという方は、〇〇さんの弟さんになります。〇〇出身です。今、現在、〇〇市で作っている。でも霜でやられているので、毎年、植え替えをしている。新しい芽を春先に植えて、月に二回くらい6月からずっと収穫している。今、現在、〇〇地区で植え付けをした。〇〇地区であれば毎年植え替えをしなくてもいいということで希望をもっているようです。ですが霜はくるため、どう乗り越えるかがも課題かなと思います。

6 番： はい。

議長： 6 番、淵脇委員

6 番： この件数が多いが、賃借を6,000円で毎年契約をされているのか、もらった、もらわなかったということがないか。いつぐらいに賃借料を払うのかを教えてください。

推進員： はい。

議長： 日高委員

推進員： 賃借代としては、年払いです。今までうちの妹の方が借りていた場所を年度末3月に振込をしていました。この方はどうされるかわかりませんが、たしかに件数が多くて、自分も借りていますが必ず一年のうちに耕作できない場所もでてくる。どうにもならない場所もでてきている。そのまま貸していただくしかない。真ん中がそういう所がでてくる。そこだけ残すわけにはいかない。

議長： モリングについては、問題があれば地域の農業委員にいつてくると思うので、地域の委員として対応をお願いしたいと思います。遊休農地が拡大する中で将来的に期待される作物であればよいのでみなさんも栽培の様子を注視していただきたいと思います。よろしいですか。

3 番： はい。

議長： 3番、富田委員。

3 番： 3番4番5番6番 ○○さん、○○さんは新規就農の方ですか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： 新規就農を目指す形で研修生ということで利用権設定しております。

議長： よろしいですか。

議長： ないようですので、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第29号の集積計画について、異議なしとされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。

全員推進員、異議なしでございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第29号について計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第29号は計画どおり決定いたします。

議長： 次に議案第30号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 12ページの議案第30号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 30 号 議案書読み上げ)
(8 ページ 総括表読み上げ)
(13 ページ集積計画について説明)

議長： ありがとうございます。ここで事務局より捕捉説明がございます。事務局お願いします。

事務局： その他資料の 2 ページをお開きください。経営基盤強化促進法を抜粋しておりますので読み上げさせていただきます。

第 15 条第 1 項の上から 3 段目の認定農業者若しくは認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

つづきまして、第 4 項ですが、農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、第十八条第二項各号に掲げる事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを同意市町村の長に対し要請するものとする。3 ページをお開きください。農地利用集積計画、税金特例措置の事項でございます。

詳細についてはお目通しください。〇〇さんは、〇〇の出身であり、

R3.4.1 から南大隅町の認定農業者になられたので、今回、第 15 条第 4 項の農用地利用集積計画により農地を取得する運びとなりました。

資料の 5 ページをお開きください。該当農地の航空写真です。6 ページには広域の航空写真もつけてあります。お目通しください

議長： これより、質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

6 番： はい。

議長： 6 番、淵脇委員。

6 番： 作物名で辺塚だいたいと書いてありますが、辺塚だいたいは苗木の確保が難しいが、〇〇町との関係もあるので、勝手に植えられないと思います。辺塚だいたいの町内の確保も難しいと思いますが、そのあたりはどうなっていますか。

事務局： この方は、もともと〇〇で今年の 3 月で退職されて再任用という形でされています。将来的には果樹農家という形でやっていきたいとのことで、農協を通じて辺塚だいたいの苗木も購入するとのことで、手続きはきちんとされていると思います。

議長： よろしいですか。

議長： ないようですので、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第 30 号の集積計画について、異議なしとされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。
全員推進員、異議なしでございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 30 号について計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 30 号は計画どおり決定いたします。

議長： 次に報告第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 14 ページをお開きください。農地中間管理事業を通じて農地の賃貸借を行っております 2 件について、耕作者変更の届けがありましたので、報告します。

(報告第 3 号 議案書読み上げ)

15 ページに記載しておりますが、2 件の詳細については、設定を受ける者のところに記載してある部分の上段が新たに借り受ける者、下段のカッコ書きが前耕作者となっております。その他の詳細については、それぞれお目通しください。よろしく申し上げます。

議長： これより質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。
これについては、報告でございますので、採決はいたしません。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局から発言があれば挙手をお願いします。

6 番： はい。

議長： 淵脇委員どうぞ。

6 番： (バレイショの出荷状況等について)

事務局： ①行事予定について
②その他

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和3年5月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員